

◆ 改善事例 衣裳レンタル会社に対する要請

事業者名；株式会社錦ヤ

事業内容：衣裳レンタルなど

申入対象：衣裳レンタルの解約料に関する約款

対象条文：消契法9条

要請開始日：2018（平成30）年6月19日

要請終了日：2019（令和元）年5月21日

	Cネット東海の主な申入れ内容	株式会社錦ヤの回答（結果）
1	<p>(衣裳レンタルの解約料)</p> <p>ご契約日より3日以内はご衣装料金の20%、ご契約日より4日以後はご衣装料金の30%、ご使用日より3日前はご衣装料金の70%を申し受けます。この場合、既に収受している内入金から所定の解約金を差し引き払い戻しいたします。内入金にて解約金がまかなえない時は、その差額を申し受けます。</p> <p>◆申入れ内容</p> <p>本約定を削除するか、消費者契約法9条1号に沿う形に改定してください。</p> <p>◆申入れ理由</p> <p>消費者と事業者との間で衣裳レンタル契約が締結される時期は、使用日の直前（たとえば、使用日の1週間前の契約締結）から使用日の相当前（たとえば、使用日の数ヶ月前の契約締結）の段階まで、様々な時期が想定される。そのため、契約時期及び使用日を問わずに本約定が定めるような20%ないし30%の損害が一律に発生するとは考えられない。また、特に契約締結時期が使用日の相当前の場合、解約による損害は特段想定されない。</p> <p>以上から、本約定のうち、「ご契約日より3日以内はご衣装料金の20%、ご契約日より4日以後はご衣装料金の30%」の解約金を定める部分は、顧客の衣裳レンタル解約によって事業者が生じる平均的損害を超えるものといえ、無効。</p>	<p>次の通り改定された。</p> <p>(一般レンタル衣裳の解約料)</p> <p>予約書記載の貸出日から30日から4日前までの解除・・・予約書記載の契約金額の30%の取消料</p> <p>予約書記載の貸出日から3日前から前日前までの解除・・・予約書記載の契約金額の70%の取消料</p> <p>予約書記載の貸出日当日の解除、もしくは貸出日までに無連絡で未使用の場合・・・予約書記載の契約金額の100%の取消料</p> <p>(シーズンレンタル衣裳の解約料)</p> <p>ただし、成人式商品レンタルに関しては、予約締結日から14日経過後から予約記載の貸出日の16日前までの解除に関して予約書記載の契約金額の10%の取消料が発生する</p>